



府中市放課後子ども教室 **けやきっず**
 YSSスタッフ・ニュース 2019-07 号

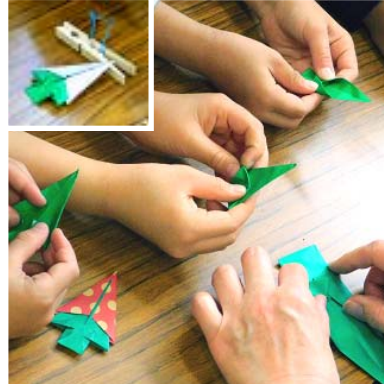


2019年7月13日
 NPO法人府中YSS
 発行責任者 村山 健

このニュースの目的は、府中YSSが受託した4校のスタッフの皆様へ、事業の状況をお伝えすると共に、研修資料として役立たせていただきたいと思います。どうぞ宜しくお願い致します
令和元年6月に行われました各校のイベントの様子です



六小:6/26. 卓球教室(実行委員会主催)



六小:6/11. おりがみ教室



六小:6/12. けん玉検定



十小:6/10. サッカー教室



十小:6/12. おりがみ教室



南町小:6/22. けやきっずまつり・科学体験教室
 (実行委員会主催)



南町小:6/10. ペットボーリング大会



南町小:5/20. ひょうたんのもり第10回
 (学童クラブ連携)



日新小:6/20. おりがみ教室



日新小:6/3. サッカー教室

自転車ナビマーク・自転車ナビラインの表示する意味

警視庁では、自転車の安全な通行を促すため、主として車道の左側端に「自転車ナビマーク」、交差点に「自転車ナビライン」の設置を推進しています。

自転車が通行すべき部分及び進行すべき方向を明示するものです。
自転車は、矢印の向きに進行してください（逆行はできません）。

自転車ナビマーク・自転車ナビラインは、法令の定めのない表示であり、この表示自体に新たな交通方法を指定する意味はありません（通行方法については法定又は道路標識等の交通規制に従うこととなります）。

車道通行が危ないと感じたときは、
自転車は歩道を通行することができます

ただし、ゆっくり、車道寄りを通行してください！



Q.そもそも、
自転車ナビマーク 自転車ナビライン
ってなに？

A. 自転車の走行位置を示すマーク
のことです



主に交差点とその付近
にあります

車道の左側端に
あります



自転車ナビマークのある道路でも

- ① 道路標識が設置された歩道
- ② 車道を通行することが危険であると認められる方
 - ・13歳未満の方
 - ・70歳以上の方
 - ・身体の不自由な方
- ③ 安全のため歩道通行がやむを得ないときは、自転車で歩道を通行することができます。
その際は、車道寄りを徐行し、歩行者の通行の妨げとなるときは一時停止しなければなりません。

自転車安全利用五則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
 - 飲酒運転禁止
 - 二人乗り運転禁止
 - 並進走行禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 信号無視禁止
 - 一時停止
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

自転車ナビラインの設置例と 自転車の通行方法

自転車は、矢印の向きに通行してください（逆行はできません）。
車道を通行してきた自転車は、対面する車両用の信号機に従ってください。

※ 自転車の安全な通行に心がけましょう。